

○長野県警察特殊標章等事務取扱要綱の制定について

令和 8 年 2 月 20 日
例規第 7 号県警察本部長

各部長
各所属長

適切な特殊標章等事務を推進するため、次のとおり長野県警察特殊標章等事務取扱要綱を制定し、令和 8 年 4 月 1 日から実施することとしたので、遺漏のないようにされたい。

長野県警察特殊標章等事務取扱要綱

第 1 目的

この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。第 2 において「国民保護法」という。）第 158 条第 2 項の規定により警察本部長（以下「本部長」という。）が行う特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付又は使用に関する基準、手続等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 交付

- 1 本部長は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。第 7 において「事態対処法」という。）第 2 条第 2 号に規定する武力攻撃事態及び同条第 3 号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、次に掲げる者に対し、その者の申請により特殊標章等を交付するものとする。
 - (1) 国民保護措置（国民保護法第 2 条第 3 項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。）に係る職務を行う長野県警察の職員
 - (2) 本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (3) 本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- 2 1 に規定する特殊標章等の交付を申請しようとする者は、特殊標章等に係る交付申請書（別記様式第 1 号）を警備第二課長を経由して本部長に提出するものとする。
- 3 本部長は、1 の規定による申請があった場合には、申請に虚偽があると認められるときを除き、当該申請に係る特殊標章等を警備第二課長を経由して交付するものとする。

第 3 種類

- 1 特殊標章の種類は、腕章、帽章、ヘルメット章、場所章、自動車章、自動二輪車章、航空機章又は船舶章とし、別図第 1 から別図第 8 までのとおりとする。
- 2 身分証明書は、別図第 9 のとおりとする。

第 4 身分証明書の有効期間

身分証明書の有効期間は、交付を受けようとする者が行う国民保護措置に係る職務若しくは業務又は国民保護措置の実施に必要な援助についての協力（以下「職務等」という。）の内容その他の事情を勘案して本部長が定めるものとする。

第5 身分証明書の書換え

身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに警備第二課長を経由して本部長に申し出て、当該身分証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第6 再交付

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等が著しく破損し、又は汚損した場合には、警備第二課長を経由して本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けることができる。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を亡失し、又は滅失した場合には、速やかに警備第二課長を経由して本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けなければならない。

第7 返納

特殊標章等の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、速やかに特殊標章等を返納しなければならない。

- (1) 事態対処法第9条第1項に規定する対処基本方針が廃止されたとき。
- (2) 身分証明書の有効期間が満了したとき。
- (3) 第2の1に掲げる者のいずれにも該当しなくなったとき。
- (4) 第6の1に規定する特殊標章等の再交付を受けるとき。
- (5) 第6の2に規定する特殊標章等の再交付を受けた後において、亡失した特殊標章等を発見し、又は回復したとき。

第8 台帳

本部長は、特殊標章等を交付した者に関する台帳（別記様式第2号）に必要な事項を記載し、これを整理保管するものとする。

第9 使用

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等において職務等を行う場合には、特殊標章等を使用するものとする。この場合において、特殊標章は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める場所に着装、貼付又は表示して使用するものとする。
 - (1) 腕章 上衣の左腕
 - (2) 帽章 帽子の右側面
 - (3) ヘルメット章 ヘルメットの右側面
 - (4) 場所章 外部から見えやすい場所
 - (5) 自動車章 自動車の上面及び両側面
 - (6) 自動二輪車章 自動二輪車の上面及び両側面
 - (7) 航空機章 航空機の両側面
 - (8) 船舶章 船舶上において外部から見えやすい場所
- 2 1の場合においては、身分証明書を携帯し、関係者から求められたときは、これを呈示しなければならない。

第10 禁止事項

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等における職務等を行う場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第 11 貸与

- 1 本部長は、国民保護措置に関する訓練が行われる場合において、必要があると認めるときは、当該訓練に参加する者に対し、相当の期間を定めて特殊標章を貸与することができる。この場合において、第 6 及び第 7 の規定を準用するものとする。
- 2 1 の規定により特殊標章の貸与を受けた者は、武力攻撃事態等であると誤認させるような方法で、当該特殊標章を使用してはならない。

別記様式 （略）